

立山町建設工事等施行に関する事務取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、立山町建設工事等の施行に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事をいう。
- (2) 委託業務 建設工事に係る測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント業務及び請負工事に係る委託業務をいう。
- (3) 工事等 工事及び委託業務をいう。
- (4) 入札 一般競争入札又は指名競争入札をいう。

第2章 工事等の施行の決定

(工事等施行伺)

第3条 工事等主管課長（以下「主管課長」という。）は、工事等を発注しようとするとき、実施設計書を作成し、施行伺に關係書類を添えて施行を決定するものとする。

2 前項の施行の決定に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意し、工事等の円滑な施行に万全を期するものとする。

- (1) 工事等の施行に必要な用地等の確保
- (2) 工事等の施行に伴い必要な許可、認可等
- (3) 他の事業との関連
- (4) 前3号に掲げるもののほか、工事等の施行に影響を及ぼすおそれのある事項

(工事等の変更)

第4条 主管課長は、工事等の内容を変更する必要があるときは、遅滞なく変更設計書を作成し、変更伺により工事等の変更を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める工事の軽微な変更については、工事打合簿により指示し承諾を得たうえで、工事の変更を行うことができる。この場合に

においては、変更設計書を事後において作成することができる。

(入札等参加者の決定)

第5条 設計金額200万円以上の指名競争入札の場合における入札参加者は、立山町請負工事等入札資格審査及び入札参加業者選定に係る委員会等に関する規程（平成13年立山町訓令第2号）に定める立山町請負工事等入札参加業者選定委員会（以下「指名委員会」という。）で決定する。

2 前項以外の競争入札の場合における入札参加者又は随意契約における見積者の決定については、別に定めるところによる。

(入札参加者の指名)

第6条 指名競争入札は原則として、次の区分により入札参加者を指名するものとする。

区 分	設計金額又は見積金額	指名業者数
工事	1,000万円以上	8
	200万円以上1,000万円未満	5
	200万円未満	3
委託業務	500万円以上	5
	500万円未満	3

2 前項に定める指名業者数のほか、指名委員会において特に必要と認めるときは、指名業者数を変更できるものとする。

(指名等の通知及び縦覧)

第7条 指名競争入札の通知は、指名通知書により、随意契約による見積徴取の通知は、見積依頼書によるものとする。

2 入札又は随意契約に係る縦覧は、関係図面、設計書により原則として5日以上行うものとする。ただし、必要でないと認めた場合は、この限りでない。

(入札の辞退)

第8条 入札辞退の申出は、入札辞退届により、町長に提出させるものとする。

(予定価格の作成)

第9条 予定価格を定めるときは、次の区分により予定価格書を作成するものとする。

予定価格の決定設計額		決定者
工事	委託業務	

1,000万円以上	500万円以上	町長
200万円以上1,000万円未満	100万円以上500万円未満	副町長
200万円未満	100万円未満	主管課長

(入札の執行)

第10条 入札の執行に当たっては、入札書を1件ごとに作成させ、これを封書にして指定の日時に入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）自らをして指定の場所に提出させるものとする。

(開札の執行)

第11条 開札は、関係職員2名以上により、入札者の立ち合いのもとに行うものとする。

2 前項の場合において関係職員は、入札者の氏名及び入札金額を朗読し、次条の規定により落札者を決定してその旨を入札者に示さなければならない。

(落札者の決定)

第12条 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内であって、最低価格の入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 前項ただし書の場合における手続きは、別に定める立山町低入札価格調査制度実施要領によるものとする。

(再度入札)

第13条 前条の規定による落札者がいない場合において、直ちに再度入札を行うときは、最初の入札者に限り、参加することができるものとする。

2 再度入札は、原則として1回とする。

(入札不落時の措置)

第14条 前条に規定する再度入札によっても落札者がいない場合には、入札を不調とし、原則として指名替え又は再公告の上改めて入札を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し随意契約ができると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 最低入札価格と予定価格の差が僅少なとき。
- (2) 特殊な工事等で新たに入札参加者を決定することが困難なとき。

- (3) 災害復旧工事等で緊急を要するとき。
- (4) その他特にやむを得ない事由があるとき。

(入札等調書)

第15条 入札の経過は、入札調書により記録するものとする。

- 2 随意契約の経過は、見積調書により記録するものとする。

(随意契約の場合の準用)

第16条 第8条から第11条第1項までの規定は、随意契約の場合にこれを準用する。

- 2 随時契約を行う場合においては、予定価格の制限の範囲内で見積りをした者の中から採用者を決定するものとする。

第3章 契約の締結

(契約の締結)

第17条 第12条の規定に基づき落札者を決定したとき、又は前条第2項の規定に基づき採用者を決定したときは、5日以内（町長が別に定める場合にあっては、7日以内）に工事に係るものは工事請負契約書により、委託業務に係るものは業務委託契約書により契約を締結するものとする。この場合において、立山町の休日（以下「休日」という。）は、日数に算入しない。

- 2 主管課長は、工事の請負代金額が500万円以上の場合、契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付させなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を寄託させなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 3 契約者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使

用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

4 第2項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

5 契約の内容を変更しようとするときは、変更契約書により変更契約を締結するものとする。

（議会の議決に付すべき契約）

第18条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年立山町条例第4号）第2条に規定する契約について第12条（第16条において準用する場合を含む。）の規定に基づき落札者を決定したときは、7日（休日を除く。）以内に工事に係るものは工事請負仮契約書により、委託業務に係るものは業務委託仮契約書により仮契約を締結するものとし、当該契約について議会の議決があったときは、7日（休日を除く。）以内に工事請負契約書又は業務委託契約書により本契約を締結するものとする。

2 前項に規定する契約の内容のうち、議決に付した事項（会計年度の変更を伴わない工期の短縮を除く。）について変更しようとするときは、変更契約締結についての議会の議決があった後、変更契約書により変更契約を締結するものとする。

（変更請負代金額の算定）

第19条 工事内容の変更に伴い、請負代金額を変更する場合において、受注者と協議する変更請負代金額は次の算式によるものとし、変更請負代金額（税抜き）の1,000円未満は、切り捨てるものとする。

変更請負代金額（税抜き）＝当初請負代金額（税抜き）×変更設計金額（税込み）／当初設計金額（税込み）

変更請負代金額（税込み）＝変更請負代金額（税抜き）×消費税等の税率に1を加えた率

第4章 工事等の監理

（監督員）

第20条 主管課長は、契約の適正な履行を確保するため、工事ごとに監督員を選任するものとする。

(工事の監督)

第21条 工事の監督の方法は、富山県土木部建設工事監督要領によるものとする。

(監督員の受注者への通知)

第22条 主管課長は、前条の規定に基づき監督員を選任したとき、又は監督員を変更したときは、監督員選任（変更）通知書により、その職氏名を受注者に通知するものとする。

(監督員の指示及び疑義の確認)

第23条 契約の履行について監督員が受注者又は現場代理人に工事施工上必要な実施事項を指示するときは、指示書により行うものとする。

2 受注者が設計図書に疑義を生じたときは、設計図書確認請求書を提出させ、必要に応じ打合せ又は指示書により処理するものとする。

(工事工程表)

第24条 主管課長は、契約締結後7日以内に受注者から工事工程表を提出させるものとする。

(工事の下請負)

第25条 受注者が工事の一部を他の建設業者に下請負させた場合は、下請負契約締結後7日以内に、次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 施工体制台帳の写し
- (2) 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図の写し
- (3) 再下請け通知書の写し（下請負人が再下請負を行った場合に限る。）

(現場代理人及び主任技術者等)

第26条 町長は、第24条の工事工程表の提出にあわせて、受注者から、現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者（以下「現場代理人等」という。）の氏名等を記載した現場代理人等届を提出させるものとする。現場代理人等の変更があった場合は、現場代理人等変更届を提出させるものとする。

(工事関係者に対する措置請求)

第27条 町長は、工事関係者に対して措置請求しようとするときは、措置請求書により受注者に通知するものとする。

2 前項の規定により措置請求したときは、受注者から回答書を提出させるものとする。

(工期の延長又は短縮)

第28条 受注者の申出により工期を延長しようとするときは、受注者から工期延長申出書を町長に提出させるものとする。

2 町長は、申出を承諾するときは、工期延長承諾通知書により受注者に通知するものとする。

3 町長は、受注者の申出によらない場合で、工期を延長し、又は短縮することが適当と認めたときは、工期延長（短縮）協議書により、受注者と協議のうえ、工期を延長又は短縮するものとする。

（工事の中止）

第29条 町長は、工事の全部又は一部の施行を中止する必要があると認めたときは、工事中止通知書により受注者に通知するものとする。

2 町長は、工事中止期間中に工事を再開するときは、工事中止解除通知書により受注者に通知するものとする。

（部分使用）

第30条 町長は、工事の完成に先だって、工事の目的物の全部又は一部を使用する必要があるときは、部分使用通知書により受注者に通知し、部分使用承諾書で承諾を得た後、中間検査を行い部分使用するものとする。

（部分引渡し）

第31条 工事目的物について、設計図書で工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときは、部分引渡しを受けるものとする。

2 第39条、第42条及び第44条の規定は、前項の場合において準用する。

（契約の解除）

第32条 町長は、受注者の責めに帰すべき事由により、契約を解除する必要があると認めたときは、契約解除通知書により受注者に通知するとともに、工事等について前払いをしている場合には、契約解除通知書により保証事業会社にも通知するものとする。

2 前項の規定により契約を解除したときは、受注者及び必要な者を立ち合わせ、工事について前払いをしている場合は保証事業会社及び必要な者にも立会いを求め、工事の出来形検査を行い、当該検査合格部分及び部分払いの対象となった工事材料について引渡しを受けるものとする。

3 町長は、出来形検査により精算額を確定し、精算通知書により受注者に通知す

るとともに、保証事業会社に請求すべき保証金がある場合には、保証金請求書に契約解除に伴う出来高確認書を添えて請求するものとする。

4 工事等が請負工事に係るものであって、請負代金額が500万円以上の場合には、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として徴する。第17条により寄託された契約保証金及び担保として提供された有価証券等は、違約金に充当することができるものとし、保証書及び保険証券により寄託された場合には、次の手続を施行する。

(1) 寄託された保証書、保険証券が金銭的保証機能を有する場合には、解除通知書を受注者に送付するとともに、保証金請求書を銀行、町長が認めた金融機関又は保証会社若しくは保険会社に対して送付するものとする。

(2) 寄託された保険証券が、役務的保証機能を有する場合には、町長は、代替履行請求書兼債権譲渡承諾書を保険会社に、代替履行請求通知書兼債権譲渡承諾通知書を受注者に各々発行し、役務的保証手続を開始するものとする。
また、保険会社からは、代替履行業者選定報告書兼債権譲渡承諾依頼書を徴するものとし、内容を審査のうえ、代替履行業者選定承認書兼債権譲渡承諾書を発行し、代替履行業者及び保険会社連名の代替履行承諾書を徴するものとする。

第33条 前条の規定（保証事業会社に係る部分を除く。）は、受注者の責めに帰することができない事由により契約を解除する場合に準用する。

（物価等の変動による請負代金額の変更）

第34条 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額の変更をするときは、町長は、受注者から請負代金額変更請求書を提出させるものとする。

2 前項の請求書の提出があったときは、出来形検査により残工事量の確認を行うものとする。

3 主管課長は、前項の出来形検査に基づき、次の算式により変更請負代金額を算定するものとする。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 15 / 1000)]$$

S スライド額

P1 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2 変動後の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相応する額×当初請負代金額／当初設計金額

- 4 町長は、前項の請負代金額を変更請負代金額協議書により受注者と協議するものとし、協議が整ったときは、変更請負代金額承諾書を提出させるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第35条 天災その他の不可抗力により工事の出来形部分、工事材料、工事仮設物又は建設機械器具（以下本条において「出来形部分等」という。）に損害が生じたときは、町長は、受注者から被災通知書を提出させるものとする。

- 2 前項の被災通知書の提出があったときは、出来形検査により出来形部分等の損害額の確認を行うものとする。

- 3 町長は、前項の出来形検査に基づき、変更請負代金額を算定するものとする。
この場合において、変更請負代金額は、次の算式により求めるものとする。

被災工事対象額＝被災部分の設計額×（請負代金額／設計金額）

変更請負代金額（増加分）＝被災工事対象額－（請負代金額×（1／100））

- 4 第2項の出来形検査後、町長は、出来形部分等の損害を確認した旨の通知を出来形部分等損害確認通知書により受注者に通知するとともに、受注者から請負代金額変更請求書を提出させるものとする。

- 5 町長は、前項の請負代金額変更請求書の提出があったときは、第3項の規定により算出した変更請負代金額について、請負代金額変更協議書により受注者と協議するものとし、協議が整ったときは、請負代金額変更承諾書を提出させるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第36条 権利義務の譲渡又は承継の申出は、工事譲渡（承継）承諾申請書により町長に提出させるものとする。

- 2 町長は、申請を承諾するときは、工事譲渡（承継）承認書により受注者及び譲受（承継）人に通知するものとする。

(名称変更等)

第37条 受注者から名称、住所、使用印鑑等の変更の申出があったときは、立山町建設工事入札参加資格審査要領（令和6年立山町告示第124号）により、入札参加資格審査申請書内容変更届出書を速やかに提出させるものとする。

第5章 工事等の完成及び検査

(工事検査)

第38条 工事の検査は、富山県建設工事検査監察要領及び富山県建設工事検査技術

基準によるものとする。

(工事の完成)

第39条 工事等が完成したときは、受注者から完成写真を添えて工事完成届又は委託業務完了届を町長に提出させるものとする。

2 前項の工事完成届又は委託業務完了届の提出があった日から起算して工事は14日以内、委託業務にあつては10日以内に完成検査を行うものとする。

3 受注者が工事等の完成検査に合格しないときは、工事等手直し命令書により修補を命じ、手直し工事等の完成の通知は、手直し工事等完了届により提出させるものとする。

4 前項の手直し工事等完了届が提出されたときは、当該完成検査を行った検査員が手直し工事等の検査を行うものとする。

(検査の復命)

第40条 工事等の検査の結果は完成検査復命書により復命するものとする。

(検査結果の通知)

第41条 完成検査は、検査結果通知書による。出来形検査の結果は、出来形検査結果通知書により、受注者に通知するものとする。

(工事目的物の引渡し)

第42条 工事目的物の引渡しは、工事の完成検査に合格した後、受注者からの工事引渡書により行うものとする。

(工事成績評定)

第43条 工事に係る成績評定に関する事項は、別に定める立山町請負工事成績評定要綱によるものとする。

第6章 請負代金の支払

(請負代金等の支払)

第44条 工事に係る請負代金は、請負代金請求書により請求のあった日から起算して40日以内に支払うものとする。

2 委託業務に係る委託料は、委託料請求書により請求のあった日から起算して30日以内に支払うものとする。

(前金払)

第45条 前払金は、前払金請求書（中間前払金にあつては中間前払金請求書）によりその請求のあった日から起算して14日以内に支払うものとする。

(部分払)

第46条 部分払の場合の出来形検査の申出は、部分払金申請書により町長に提出させるものとする。

2 部分払金は、部分払金請求書により請求のあった日から起算して14日以内に支払うものとする。

第7章 雑則

(電子入札システムを使用する場合の取扱い)

第47条 電子入札に使用する電子情報処理組織（電子入札システムをいう。）を使用する工事の契約に係る競争入札を行う場合は、本要領第8条、第10条及び第11条の規定は適用せず、別に定めるところによるものとする。

(その他)

第48条 この要領に定めるもののほか、必要な事項及び様式は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。